⑹　廃止措置に伴って発生する液体状及び固体状の放射性廃棄物については、括弧書（内数）で記載すること。併せて、解体後一時保管されている解体撤去物のうち「放射性廃棄物でない廃棄物」であると使用済燃料貯蔵事業者が判断する前の段階のもの又は「放射性物質として扱う必要のないもの」として原子力規制委員会による確認を受ける前の段階のものがある場合は、別の欄を設けて記載すること。なお、上記のいずれにも「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたもの及び確認後の「放射性物質として扱う必要のないもの」は含まない。また、廃止措置計画により新たに液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管場所を設け管理している場合、当該施設の名称とともに保管量等を同様に表に記載し、その旨を注釈として欄外に記載すること。

4　ウラン及びプルトニウムの重量（トン）は、原子核分裂させる前のものを記載すること。

5　「放射線業務従事者の線量分布」について

⑴　「職員」とは、使用済燃料貯蔵事業者に直接雇用される放射線業務従事者とすること。

⑵　「その他」とは、職員以外の放射線業務従事者とすること。

⑶　同一人が２以上の請負業者にまたがって作業する場合は、１人として算出すること。

⑷　有効数字の取扱いは、「総線量」については小数点以下３桁目を四捨五入して小数点以下２桁とし、「平均線量」については小数点以下２桁目を四捨五入して小数点以下１桁とすること。「最大線量」については、その評価値を記載すること。

⑸　3⑴の「放射線業務従事者」は、女子も含むものとすること。

その他

⑴　測定を実施していない項目又は設備がない項目については、「―」と記載するか当該欄を削除すること。

⑵　記載欄が不足した場合には、欄を追加して記載すること。

備考１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

３　第51条の規定により、電磁的記録媒体による手続を行う場合にあっては、押印することを要しない。

様式第５（第51条関係）

電磁的記録媒体提出票

年　　月　　日

原子力規制委員会　殿

住　所

氏　名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（又は使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則）第　　条第　項の規定により提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

１　電磁的記録媒体に記録された事項

２　電磁的記録媒体と併せて提出される書類

様式第５（第51条関係）

フレキシブルディスク提出票

年　　月　　日

原子力規制委員会　殿

住所

氏名　　㊞

（法人にあっては、その代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（又は使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則）第　　条第　項の規定による申請（、届出又は提出）に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出いたします。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記載された事項は、事実に相違ありません。

１　フレキシブルディスクに記録された事項

２　フレキシブルディスクと併せて提出される書類